

掲示事項((介護予防)小規模多機能型居宅介護)

運営規定の概要

フリガナ	ケンコウクラブ ムサシノモリ		サービスの種類	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
事業所名	健康倶楽部 むさし野の森		事業所番号	1192500245
所在地	サイタマケントコロサワシマガジマゴチヨウメ		フリガナ	ミヤデラ ヒロコ
	埼玉県所沢市三ヶ島5丁目1445番地7		管理者	宮寺 裕子
連絡先	電話番号	04-2947-6060	FAX番号	04-2947-6071
利用定員	登録 15名 通い 9名 宿泊 9名			
利用料	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)			
その他の費用	朝食450円、昼食700円、夕食550円、光熱水費730円、宿泊費2,050円			
通常の事業の実施地域	所沢市			
	備考			

従業者の勤務体制

職 種	員 数			
	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
管理者		1		
介護支援専門員		1		
看護職員				1
介護職員	6	4	2	

秘密保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担額は、原則として次の基本利用料の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。

《小規模多機能型居宅介護》

※所沢市は地域加算対象で1単位10.33円加算となります。

・基本部分・・・小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

要介護度	基本利用料	利用者負担金			算定 する単位
		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	
要介護1	108,031円	10,804円	21,607円	32,410円	1月
要介護2	158,772円	15,878円	31,755円	47,632円	
要介護3	230,968円	23,097円	46,194円	69,291円	
要介護4	254,913円	25,492円	50,983円	76,474円	
要介護5	281,068円	28,107円	56,214円	84,321円	

・加算

加算	基本利用料	利用者負担金			算定 する単位	
		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)		
初期加算	309円	31円	62円	93円	1日	
認知症加算	Ⅲ	7,850円	785円	1,570円	2,355円	1月
	Ⅳ	4,751円	475円	950円	1,425円	
科学的介護推進 体制加算	413円	41円	82円	123円	1月	

《介護予防小規模多機能型居宅介護》

・基本部分

要介護度	基本利用料	利用者負担金			算定 する単位
		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	
要支援1	35,638円	3,564円	7,128円	10,692円	1月
要支援2	72,020円	7,202円	14,404円	21,606円	1月

・加算

加算	基本利用料	利用者負担金			算定 する単位
		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	
初期加算	309円	31円	62円	93円	1日
科学的介護推進 体制加算	413円	41円	82円	123円	1月

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

・・・別紙のとおり

2024年6月1日

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	健康倶楽部 むさし野の森
サービスの種類	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
措 置 の 概 要	
1 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況	
<p>公的団体の窓口 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情対応係</p> <p>埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 番地 電話：048-824-2568</p> <p>窓口開設時間 午前 8 時 30 分から 12 時まで 午後 1 時から 5 時まで (年末年始・祝祭日を除く月曜日から金曜日まで)</p> <p>市町村の窓口 所沢市福祉部介護保険課</p> <p>埼玉県所沢市並木 1 丁目 1 番地 1 電話：04-2998-9420</p> <p>窓口開設時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (年末年始・祝祭日を除く月曜日から金曜日まで)</p> <p>当施設での苦情担当窓口を次のとおり設置します。</p>	<p>① 窓口設置場所 健康倶楽部 むさし野の森 埼玉県所沢市三ヶ島 5 丁目 1445 番地 7 電話：04-2947-6060 FAX：04-2947-6071</p> <p>② 窓口開設時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで</p> <p>③ 対応者 管理者 宮寺 裕子</p> <p>④ その他 午後 5 時 30 分以降についても、夜勤者等で受け付け管理者へ連絡し対応いたします。</p> <p>苦情解決第三者委員 社会福祉法人 苗場福祉会 涌井 博行(法人評議員) 新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石丙 299 番地 電話：090-1687-5513 宮入 浩(法人評議員) 新潟県十日町市妻有町東 1 丁目 4-2 番地 電話：090-1687-5521</p>
2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順	
<p>(1) 相談及び苦情の対応 相談又は電話があった場合、原則として当事業所の管理者が対応します。一般職員に苦情があった場合は、必ず管理者と連携し対応します。</p> <p>(2) 確認事項 相談又は電話については、次の事項について確認します。 相談又は苦情のあった苦情者の氏名及び利用者の氏名、具体的な苦情・相談の内容(日時等)、担当した職員の氏名(苦情者が分かる場合)、対応した職員の氏名等を記載します。</p> <p>(3) 相談及び苦情処理期限の説明 相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を提示し、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明いたします。</p> <p>(4) 相談及び苦情処理 概ね次の手順により、相談及び苦情について処理します。</p> <p>①事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催します。</p> <p>②サービスを提供した職員からの概況説明を行います。</p> <p>③問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行います。</p> <p>④文章により回答を作成し、管理者が事情説明を利用者に対して直接行った上で、文章を渡します。</p> <p>⑤苦情処理の概要についてまとめた上で利用者を担当する市町村に対して報告を行い、更なる改善点について助言、指導を受けます。</p> <p>⑧ 上記の内容について提示し、事業所内において改善策を検討し再発の防止につとめます。</p>	